

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 議会事務局

H19.9.30 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	議会事務局	議会事務局	H19.4.2	平成19年度議会受付業務等委託料	7,943,000	長崎市江戸町2-13 長崎県議会議員互助会 会長 末永美喜	長崎県議会議員互助会は、営利を目的とせず、円滑に議会運営を行うために設立された団体である。本業務は議員及び来客対応等、本来県で行うべき公的業務であるが、長崎県議会議員互助会は設立時から本業務を専門に行っており、内容に精通して信頼がおけるので委託先として最適であるため。	第167条の2第1項第2号
2	議会事務局	議会事務局	H19.4.5	平成19年度新聞広報「県議会ながさき」掲載料	4,394,586	長崎市茂里町3-1 株式会社 長崎新聞社 代表取締役 松平和夫	県議会活動をより多くの県民に周知するためには、県内販売部数第1位の新聞へ掲載することが、最も妥当であり、これを満たすのは長崎新聞であるため。	第167条の2第1項第2号
3	議会事務局	議会事務局	H19.4.6	平成19年度新聞広報「県議会ながさき」掲載料	940,800 (スポットカラー(単色)有りの場合) 835,800 (スポットカラー(単色)なしの場合)	長崎市馬町24 株式会社 西日本新聞広告社 社長崎 代表取締役 安本武俊	多くの県民に周知を図るため、県内販売部数第2位である西日本新聞を選定するものである。	第167条の2第1項第2号
4	議会事務局	議会事務局	H19.4.10	平成19年度新聞広報「県議会ながさき」掲載料	807,990	長崎市築町1番7号 株式会社 長崎毎日広告社 代表取締役社長 湯地 秀哉	一般家庭においては、一紙のみ新聞購読をしている場合が多いと考えられ、限られた広報回数(4回)と予算の中で多くの県民に周知を図るため、全国紙である読売新聞、朝日新聞及び毎日新聞の3紙の中から、順次1紙を選定することとしており、今回は、毎日新聞を選定するものである。	第167条の2第1項第2号
5	県議会事務局	県議会事務局	H19.5.29	平成19年度新聞広報「県議会ながさき」掲載料	855,288	長崎市勝山町37 株式会社 読売広告西部 長崎支社 支社長 川浪 修	一般家庭においては、一紙のみ新聞購読をしている場合が多いと考えられ、限られた広報回数(4回)と予算の中で多くの県民に周知を図るため、全国紙である読売新聞、朝日新聞及び毎日新聞の3紙の中から、順次1紙を選定することとしており、今回は、読売新聞を選定するものである。	第167条の2第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:議会事務局

H19.9.30 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	県議会事務局	県議会事務局	H19.7.20	平成19年度新聞広 報「県議会ながさき」 掲載料	892,500	長崎市万才町8-22 株式会社 朝日広告社 長崎支社 支社長 岩永 淳	一般家庭においては、一紙のみ新聞購読をしている 場合が多いと考えられ、限られた広報回数(4回) と予算の中で多くの県民に周知を図るため、全国紙 である読売新聞、朝日新聞及び毎日新聞の3紙の 中から、順次1紙を選定することとしており、今回 は、朝日新聞を選定するものである。	第167条の2第1 項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円